

第4章 基本理念及び基本方針

第1節 基本理念

循環型社会の実現を目指す

- 経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、温室効果ガスの排出による地球温暖化や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。
- 本市においても、都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」を環境面から補完し、豊かで良好な環境を持続可能な形で次世代に引き継ぐため、天然資源の消費を抑制し、特に枯渇性資源から再生材や再生可能資源への転換を進め、環境への負荷ができる限り低減される社会を目指すことが求められています。
- 本市はこれまで、老朽化した伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設を稼働停止し、はだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制へ移行するため、草木類の資源化や分別の徹底などの取組により可燃ごみの減量を図ってきました。その結果、策定当初の計画値より順調に減量が進み、1施設での可燃ごみ処理体制への移行について見通しが立ちつつあります。これは、本市の市民力にほかならないものです。
- そこで、今後の本市のごみ処理は、社会的、経済的状況を踏まえながら、廃棄物処理法に基づき、国の環境基本計画、循環計画、神奈川県循環型社会づくり計画等を踏まえつつ、平成15年に当時のごみ処理基本計画に掲げた「循環型都市の実現」の考えを継承し、天然資源の使用抑制を含めたごみの発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を進め、循環型社会の実現を目指すこととします。

第2節 基本方針

基本理念を達成するため、6つの基本方針を次のとおり定めます。

方針1 3Rに基づく廃棄物処理システムの強化～3R+Renewable～

市民及び事業者はできる限りごみの発生を抑制（Reduce）し、製品等の再使用（Reuse）に努め、再使用できないものはできるだけ再生利用（Recycle）を行い、市は3Rに基づく廃棄物処理システムを強化します。さらに、“3R+Renewable”の考え方のもと、枯渇性資源から再生材や再生可能資源への切替えを推進します。

方針2 安全で安定的かつ合理的な廃棄物処理の推進

安全・安定的かつ負担の公平性や効率性にも配慮した合理的な廃棄物処理を推進します。特に、可燃ごみについては、老朽化した伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設を稼働停止し、1施設での安定的な処理体制へ早期に移行することで経費の節減を図ります。

また、秦野・伊勢原ブロックにおける広域処理体制の中で、循環型社会を目指し、周辺環境に配慮した、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場の安全で安心な施設運営が行われるよう伊勢原市や秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携して取り組みます。

方針3 清潔な生活環境の維持

ポイ捨てや不法投棄のごみを速やかに回収し、清潔及び景観の維持に努めることで再発防止を図るとともに、ポイ捨てや不法投棄させないための未然防止策を強化します。

また、要介護者をはじめとしたごみ出しが困難な方に対する支援を行い、清潔な生活環境を維持します。

方針4 市民、事業者等多様な主体との連携

市民、事業者、行政、さらに学校・大学、NPO等、多様な主体がそれぞれ自らの責務を自覚し、様々な場面において、互いに連携・協働し合うことで、市民力や地域力を生かして循環型社会の実現を目指します。

方針5 情報共有、環境学習の支援

市は、市民、事業者、大学、NPOなど多様な主体との協働、連携に向け、それぞれの主体が持つ情報を互いに共有できるよう努めます。

また、ごみの減量・資源化には、市民による実践が不可欠であることから、市は、未来を担う子どもたちへ現在の世代の取組を伝えるとともに、市民が自らの意思で学べるよう出前講座やエコスクールなど環境学習の機会を提供します。

方針6 危機管理の推進

新型コロナウイルスのまん延期においてもごみ処理の事業を継続できるよう備えます。

また、災害からの早期の復旧・復興のため、国、県、共同でごみ処理を行う伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合、その他の自治体、民間事業者等と連携し、適正かつ迅速に災害廃棄物等を処理する体制を確保し、災害時のごみ処理に備えます。

コラム 「3R」「3R+Renewable」とは？

3R（さんアール、スリーアール）とは、リデュース、リユース、リサイクルの3つの総称です。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすこと、リユースは、使えるものは繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用することです。循環型社会形成推進基本法において、有用な廃棄物は循環資源と位置付けられており、その利用と処分に当たっては、リデュース、リユース、リサイクルの順に取り組むことが重要とされています。

さらに、近年では、3Rの強化と、枯渇性資源から木、紙、バイオマスプラスチックなど再生材、再生可能資源の使用に転換することを含め、“3R+Renewable（リニューアブル）”と言われます。

第3節 市民、事業者及び行政の役割

循環型社会の実現に向け、特に、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、ごみの発生抑制、再使用、再生利用、再生材や再生可能資源への切替え及び適正処理を推進することが求められます。

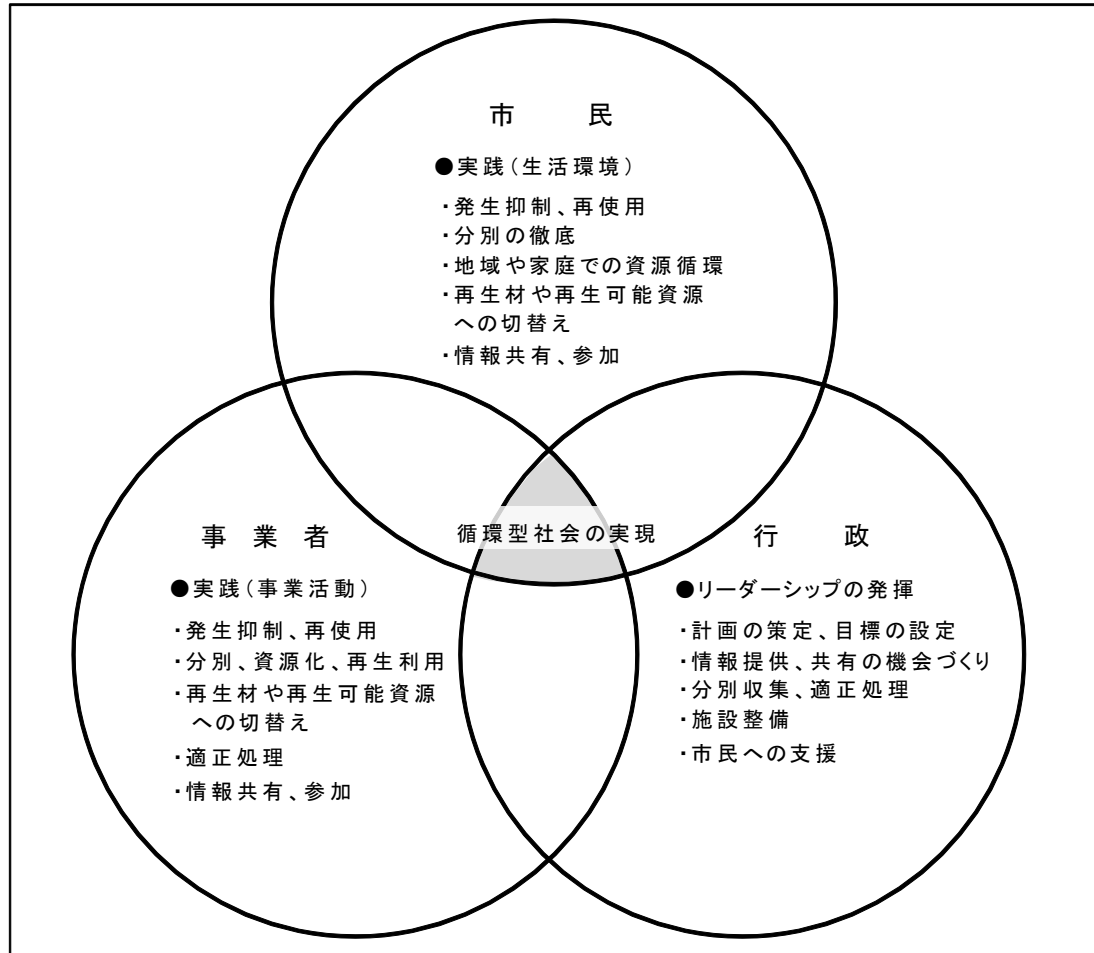


図 23 市民、事業者及び行政のパートナーシップ

表 27 市民、事業者及び行政の役割

市民の役割
<p>(1) ごみの発生抑制のため、すぐごみとなるもの、無駄なものを買わない。特に、使い捨て製品及び使い捨て容器包装の使用はできるだけ減らす。また、食品ロスを減らすため、すぐ食べるものは手前取り（てまえどり）※する、食べ残さない、買った食品は使いきる。</p> <p>※買ってすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品や値引き商品などの販売期限が短い商品積極的に選ぶこと</p> <p>(2) 過剰包装は断り、簡易包装を選ぶ。レジ袋削減のためマイバッグ等を活用する。</p> <p>(3) 生ごみは、水切りの徹底、生ごみ処理機の使用や庭に埋めるなど各家庭に合わせた方法で減量・資源化に取り組む。</p> <p>(4) フリーマーケットやバザー等を活用し、リユースに取り組む。</p> <p>(5) 再生材や再生可能資源を利用した製品等を選ぶ。</p> <p>(6) ごみと資源の分別を徹底し、ルールを守って排出する。</p>
事業者の役割
<p>(1) すぐごみとなるものを作らない、扱わない。特に使い捨て製品及び使い捨て容器包装はできるだけ使用しない。また、食品ロスを減らすため、規格外や未利用の食材を有効活用する、無駄なく加工する、需要予測の精度を高める、量の見直し・割引販売を導入する。</p> <p>(2) 資源化や適正処理に支障をきたす製品、容器包装は作らない。</p> <p>(3) 過剰包装をしない、簡易包装を導入する。</p> <p>(4) リユースに取り組む。</p> <p>(5) ごみはできるだけ減量・資源化する。</p> <p>(6) ごみと資源の分別を徹底し、適正に処理する。</p> <p>(7) 天然資源（特に枯渇性資源）の消費を抑え、再生材や再生可能資源を利用した製品等を作る。</p> <p>(8) 店頭回収や自主回収ルートを整備し、購入者等に案内する。</p>
行政の役割
<p>(1) 3 R + Renewable 及び適正処理の推進について計画、目標値を設定するなどリーダーシップを発揮する。</p> <p>(2) ごみと資源に関する情報提供を行うとともに、情報共有や学習の機会を設ける。</p> <p>(3) 収集し、又は搬入を受け入れたごみ及び資源を適正に処理する。また、災害や感染症のまん延に備え、ごみ処理の事業継続の仕組みを構築する。</p> <p>(4) 秦野市伊勢原市環境衛生組合において施設整備を行うため、同組合及び伊勢原市と連携・協調する。</p> <p>(5) 3 R + Renewable 及び適正処理を推進し、市民の取組を支援する。</p>

第4節 最終目標年度におけるごみ処理体系

本計画の基本理念「循環型社会の実現を目指す」に基づき、最終目標年度である令和13年度におけるごみ処理体系を次のとおり示します。



図 24 最終目標年度におけるごみ処理体系

第5節 最終目標年度における分別収集区分

本計画の基本理念「循環型社会の実現を目指す」に基づき、最終目標年度である令和13年度における分別収集区分を次のとおり示します。

表28 最終目標年度における分別収集区分

分別区分		品目	
1	可燃ごみ	① 可燃ごみ (生ごみ、資源物にならない紙や布、容器包装以外のプラスチック製品など)	
2	不燃ごみ	② 不燃ごみ	
3	粗大ごみ	③ 粗大ごみ (1辺の長さが50cm以上かつ2m以下、重さが100kg以下の家具、家電など)	
4	プラスチックごみ	④ プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品 ⑤ ペットボトル	
5	資源物	古紙類	⑥ 新聞 ⑦ 雑誌類 ⑧ 段ボール ⑨ 牛乳等紙パック ⑩ その他紙
		衣類・布類	⑪ 衣類・布類
		カン	⑫ カン
		ビン	⑬ 透明 ⑭ 茶色 ⑮ その他
		廃食用油	⑯ 廃食用油
6	蛍光灯など	⑰ 蛍光灯 ⑱ 乾電池 ⑲ リチウムコイン電池 ⑳ 使用済みスプレー缶 ㉑ 水銀式の体温計・血圧計 ㉒ 使用済み使い捨てライター	
7	小型家電	㉓ 小型家電	
8	草木類	㉔ 草木類	

第6節 数値目標

数値目標の設定に当たっては、コロナ禍の影響を受ける前の令和元年度の生活水準を維持し、人口の減少によってごみ量が減少すると仮定して第3章第2節のとおり推計しました。

本市、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合は、可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行に向け、令和6年度以降の焼却対象量が5万6,000t（本市3万3,600t、伊勢原市2万2,400t）以下になるようごみの減量・資源化施策を実施します。

この施策効果を反映したごみと資源の試算結果を本計画の計画値とし、中間目標年度である令和8年度、最終目標年度である令和13年度の「焼却対象量」、「総ごみ排出量」、「ごみ排出量（資源除く）」及び「総資源化率（秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量含む）」の4種類の計画値を数値目標とします。

●焼却対象量〔総量〕

家庭系可燃ごみ、事業系ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを破碎・選別して分けられた可燃性の部分、栗原一般廃棄物最終処分場の浸出水を処理して発生した汚泥^{*}など焼却する量の合計。可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行に関わります。

※栗原一般廃棄物最終処分場内に降雨し、土壌や廃棄物層から染み出した水分を浸出水と呼び、これを適切に薬剤処理します。その過程で汚泥が発生するため、脱水した後、焼却処分します。

●総ごみ排出量〔総量、原単位〕

ごみと資源の排出量の総量と原単位（市民一人1日当たりの量）。資源を含むことで、発生抑制の取組を反映します。

●ごみ排出量（資源除く）〔原単位〕

ごみの排出量の原単位（市民一人1日当たりの量）。資源を除くことで、再生利用につながる分別の取組を反映します。

●総資源化率（秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量含む）

収集資源量及び集団回収資源量並びに秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量の合計が、総ごみ排出量に占める割合。

$$\frac{\text{収集資源量} + \text{集団回収資源量} + \text{秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量}}{\text{総ごみ排出量}} \times 100 = \text{総資源化率}$$

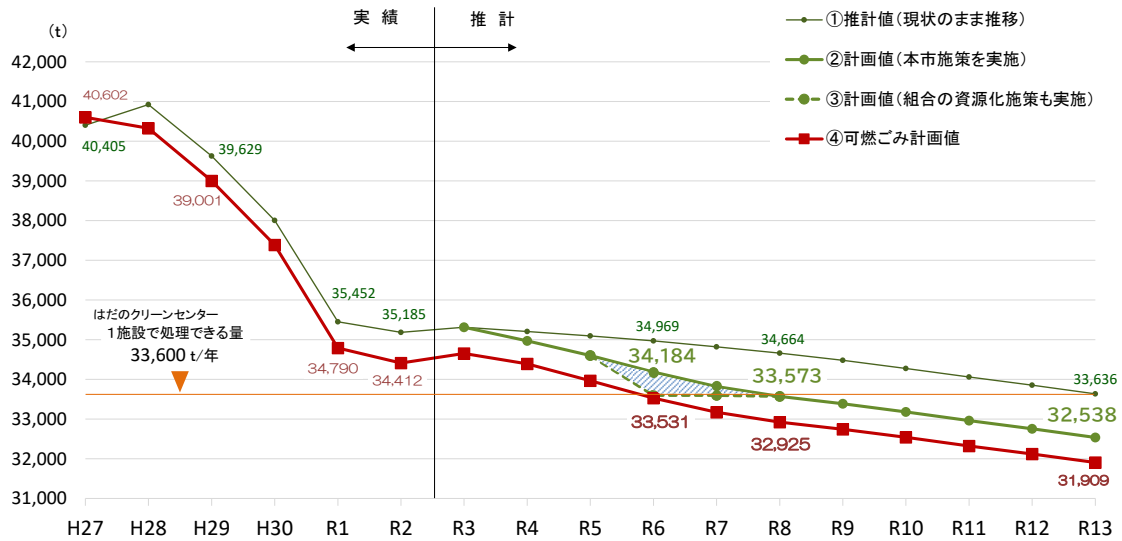


図 25 焼却対象量の減量計画

※①は焼却対象量の推計値（第3章第2節図22）です。
 ※②は可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行に向け、ごみの減量・資源化施策を実施した場合の焼却対象量の計画値です。はだのクリーンセンターで処理できる焼却対象量 56,000 t/年のうち、本市分は 33,600 t/年が上限であるため、本市分の焼却対象量は 33,600 t/年を下回る必要があります。しかし、②の計画値では令和8年度に 33,600 t を下回るため、令和5年度末までに1施設体制へ移行できる状況にはありません。そのため、令和6年度及び令和7年度の 33,600 t を上回る部分（グラフ内斜線の部分）を秦野市伊勢原市環境衛生組合において資源化する③の計画値によって1施設体制への移行を2年前倒しするものです。
 ※④は、焼却対象量を②及び③とするための可燃ごみ排出量上限を示します。

表 29 数値目標

項目 \ 年度		実績		目標	
		当初	現状	中間目標	最終目標
		H27	R2	R8	R13
焼却対象量	総量 (t)	40,405	35,185	33,573	32,538
総ごみ排出量	総量 (t)	51,735	48,986	47,342	45,896
	原単位 (g/人・日)	846.8	826.2	803.7	803.0
ごみ排出量(資源除く)	原単位 (g/人・日)	697.2	622.2	594.9	594.2
総資源化率 〔秦野市伊勢原市環境衛生 組合における資源化量含む〕	(%)	23.8	30.6	34.9	35.0

参考 廃棄物部門における温室効果ガス削減の数値目標

秦野市地球温暖化対策実行計画（計画期間：令和4年度～12年度）では、廃棄物部門において排出する温室効果ガスを、平成26年度（2013年度）比21%減となる13千t-CO₂まで削減することを掲げています。

廃棄物部門における温室効果ガスの排出量には可燃ごみに混入するプラスチック類の量が大きく影響しているため、容器包装プラスチックの分別の徹底はもちろんのこと、プラ製品の使用を抑制する取組が求められます。